

附 属 資 料

目 次

1. 国の動向とこれまでの経緯	附-1
1-1. 国の動向	附-1
1) 推進計画	附-1
2) 国が示すロードマップ	附-1
3) H26.4 河川法施行令の改正（放置艇対策の強化）	附-2
1-2. 放置艇対策経緯	附-3
1) 放置艇対策経緯	附-3, 4
2) H24.2 大社地域協議会要望書（写し）	附-5
3) 船舶所有者向けの周知文書	附-6
2. 実施計画	附-7
2-1. 【規制強化】の取組み	附-7
1) 船舶放置禁止区域の指定と重点係留禁止区域の見直しについて（方針案）	附-7, 8
2) 不法係留に関する監督処分・罰則	附-7
3) 代執行手続きの流れ	附-9
2-2. 【啓発活動】の取組み	附-10
1) 堀川美化活動状況	附-10
2) 違反者に対する個別の警告	附-11

1. 国の動向とこれまでの経緯

1-1. 国の動向

1) 推進計画

平成25年に国土交通省より「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」が示されている。

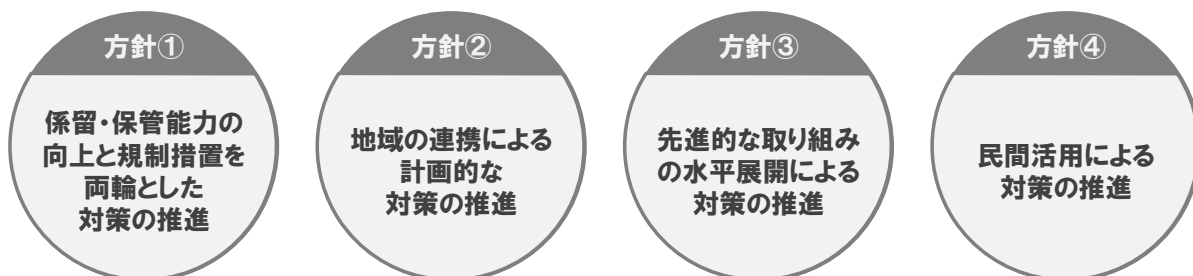
■推進計画の概要

- ・ 東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・ 港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・ 国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・ 本推進計画は、10年間（H25～H34）で放置艇の解消を目標。

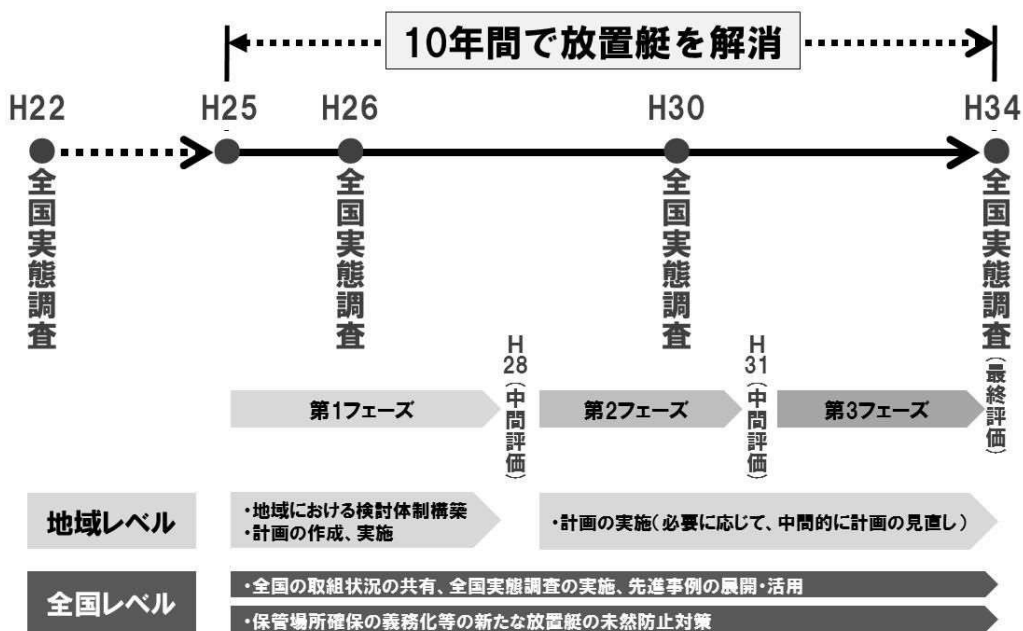
■推進計画の策定の意義

- ・ 放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

プレジャーボートの総合的対策を推進するための4つの基本方針



2) 国が示すロードマップ



3) H26.4 河川法施行令の改正（放置艇対策の強化）

① 規制対象物として、船舶その他の物件を追加

第16条で、これまでの「土石」や「汚物若しくは廃物」に船舶が追加され、正当な権原 又は正当な理由なく、河川区域内に船舶その他の物件で河川管理者が指定したものを 捨て、又は放置することを禁止する旨を同号に規定した。

② 対象区域は、河川区域全般とした

河川区域内であればおよそ船舶等の放置が洪水時の流下阻害等を及ぼす 原因となるおそれがあることから、河川区域全般を対象とする。

③ 規制対象物として、河川管理上の支障となる物件も追加可能

河川区域内であればおよそ船舶等の放置が洪水時の個別の河川の態様によって船舶以外に も河川管理上の支障となる物件(例えば、浮棧橋等)があり得ることから、河川管理者が指定することとし、指定した場合にはその旨を公示することとする。

④ 罰則の量刑の設定

「土石」を捨てた場合の量刑と同様に、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金を課すこととする。

- 海岸法、港湾法、漁港漁場整備法には既に船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定が設けられており、河川区域では他の公共用水域に比べて法制度面における対応の遅れが生じていたことから、河川関連法令において船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を設ける必要があった。
- H 7 及び H 9 の河川法改正で簡易代執行制度等を創設・拡充。H 1 0 も河川局長通達発出により河川管理者が重点撤去区域を設定、計画的な撤去を推進。H 1 1 年の海岸法改正により、海岸保全区域における船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を整備。H 1 2 年港湾法改正及び漁港漁場整備法改正により、港湾区域及び漁港区域のうち水域管理者が指定した放置等禁止区域における船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を整備。

1－2. 放置艇対策経緯

1) 放置艇対策経緯

- ・ H19 頃以降、出雲市長要望において係留船対策が出される。
- ・ H22 プレジャーボート全国実態調査。大社堀川で 227 隻（うち漁船 7 隻）を確認
- ・ H22.10.18 出雲市議会堀川水系対策協議会で説明を求められる。看板設置等実施。
- ・ H24.2.6 大社地域協議会、同土木委員会名で堀川不法係留船の対策の要望書が出雲県土整備事務所長あて提出される。
- ・ H24.3.28 堀川全川の船舶所有者 229 名（漁業者含む）に所長名で移動通知文発出。
- ・ H24.5.9 堀川プレジャーボート対策協議会立ち上げ、出雲県土整備事務所長が会長、出雲市（建設企画課）、同大社支所、大社広域交番、自治会代表、漁協支所長、小型船舶検査機構等。
- ・ 同年 7 月 11 日同会で「重点係留禁止区域」を設定、県報告示。以降、重点係留禁止区域の係留者を中心に 300 回以上の訪問指導を実施。
- ・ H24.8.10（第 1 回）、H24.9.23（第 2 回）に所有者への説明会実施。
- ・ H24.10、H25.2 出雲市議会堀川水系対策協議会。重点係留禁止区域設定等を説明。
- ・ H25.5 国において「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」策定。
- ・ 放置艇対策三水域関係課担当者会議立ち上げ（河川課、漁港漁場整備課、水産課、事務局は港湾空港課）以降 5 回開催。
- ・ H25.10.22 第 3 回堀川プレジャーボート対策協議会。その後の状況等説明。重点係留禁止区域内 65 隻→18 隻、道路管理者と連携した取り組みなど。
- ・ H26.3 堀川全川の船舶所有者 165 名（漁業者含む）に所長名で移動通知文発出。
- ・ H26.9～10 プレジャーボート全国実態調査。堀川全体の不法係留船は 172 隻。（H22 年調査では、227 隻 55 隻の減少、重点係留禁止区域は H22 の 65 隻から 16 隻へ 49 隻の減少）
- ・ H27.10.16 第 4 回堀川プレジャーボート対策協議会、出雲県土が管内放置艇対策基本方針（案）を提案、承認。
- ・ H28.3.15 堀川プレジャーボート対策協議会第 10 回幹事会。
- ・ H28 年度大社漁港の利用及び民間施設の拡張の実現可能性について検討。
- ・ H28.6.29 J F しまね大社支所と協議、H28.9.28 堀川駐艇場と協議、H28.10.31 ピースマリンと協議、H29.3.18 中の島マリーナと協議。
- ・ H29.8.25 堀川プレジャーボート対策協議会第 11 回幹事会。
- ・ H29.10.20 出雲市議会堀川水系対策協議会。津波浸水想定設定・公表による重点係留禁止区域等の見直しを説明。
- ・ H29.10.20 <啓発活動>大社地域自治協会連合会堀川美化清掃活動（地元 32 人、県 5 人）
- ・ H29.12.1～ <規制強化>管内全体の不法占用物に対する警告（第 1 回）
- ・ H29.12 末現在 堀川全体の不法係留船 170 隻。うち重点係留禁止区域は 19 隻
- ・ H30.1.10 堀川プレジャーボート対策協議会第 12 回幹事会
- ・ H30.2.5 第 5 回堀川プレジャーボート対策協議会
- ・ H30.4～ <規制強化>管内全体の不法占用物に対する警告（第 2 回）

- ・ H30.8.27 堀川プレジャーボート対策協議会第13回幹事会
- ・ H30.10.17 第6回堀川プレジャーボート対策協議会
- ・ R1.10. 堀川プレジャーボート対策協議会第14回幹事会
- ・ R1.11.5 宇迦橋架け替え工事に伴い、宇迦橋上流の係留船舶所有者に対し意向調査を実施(10名)
- ・ R1.11.25 上記意向調査にて「所有者不明」となった施設について、撤去指示書を掲示(7施設)
- ・ R2.2.5 第7回堀川プレジャーボート対策協議会
- ・ R2.6.2 宇迦橋上流の6施設について簡易代執行を実施
- ・ R3.6.11 堀川の不法係留船に関する船舶登録照会を行い最新の所有者を確認
- ・ R4.3.8 係留施設について過去船舶を係留していた船舶所有者に対し意向調査を実施(9名)
- ・ R4.3 末 宇迦橋上流の4施設について所有者が自主撤去する。
- ・ R4.3 末現在 堀川全体の不法係留船161隻。うち重点係留禁止区域は12隻(宇迦橋上流における係留船舶無し)
- ・ R4.9.20 「所有者不明」となった施設について、撤去指示書を掲示(7施設)
- ・ R4.10.13 出雲県土整備事務所より船舶所有者向けの周知文を送付

2) H24.2 大社地域協議会要望書（写し）

出雲県土整備事務所

所 長 宮 川 治 様

堀川の不法係留船についての要望

堀川では、以前から多数の不法係留船及び不法係留施設の設置があり、地域の景観や生活環境などにおいて大きな問題となっている。

長い歴史の中で堀川は集中豪雨等により堤防が侵食され、越水を繰り返し、家屋浸水や水田冠水等の多大な被害にあっている。そうした中において、堀川の流水を妨げている不法係留船及び不法係留施設は、自然災害による被害を拡大させる要因ともなり、周辺住民は不安な生活を強いられている。

また、堀川は出雲大社を軸とする観光地を貫流しており、宇迦橋から見える不法係留船は、住民を始め観光客から景観保全等の問題点の指摘、更には近隣住民から遊漁船の発する騒音や釣り人の不法駐車等の苦情が寄せられており、不法係留船に対する強力な規制や撤去指導を求める声は後を絶たない。

時あたかも、平成24年には古事記編纂1300年を機に島根県主催の「神話博しまね」、平成25年には出雲大社「平成の大遷宮」が執り行われることから相当数の入込み客が見込まれ、景観保全の観点からも撤去を求める市民の声はますます高まっている。

こうした劣悪な環境を整備する観点から、河川管理者である島根県に対し次の事項について強く要望する。

【 要 望 事 項 】

1. 堀川沿線の係留船及び係留施設の早急な完全撤去をお願いします。
2. 堀川の係留船及び係留施設の一斉撤去に長期間を要する場合、堀川ご縁橋の上流区間について係留禁止措置を実施され、出雲大社「平成の大遷宮」を迎える平成25年5月までにこの区間の係留船及び係留施設の完全な撤去をお願いします。
併せてご縁橋より下流の区間については、移動を含め新たな係留は認めることなく、引き続き年次計画的に撤去をお願いします。

平成24年2月6日

大社地域協議会 会 長 入江 紀久男



大社地域自治区土木委員会

会 長 廣澤 将城



3) 船舶所有者向けの周知文書

令和4年10月6日

堀川係留船舶所有者各位

堀川における係留船舶の移動及び係留施設の撤去について

二級河川 堀川 河川管理者
島根県出雲県土整備事務所長

島根県出雲県土整備事務所は、出雲市大社町内を流れ、日本海（大社湾）に注ぐ堀川の管理をしています。

堀川では、以前から左右両岸へ多くの係留施設が造られ、船舶が係留されています。これらは、下記の河川法に抵触する違反行為であり、近年多発する豪雨に伴う洪水時の浸水被害の原因となるだけでなく、周辺の生活環境や景観の悪化を招いています。

- 河川区域内に許可無く船舶を係留（河川法第24条違反）
 - 河川区域内に許可無く係留施設を設置（河川法第26条第1項違反）
- 出雲県土整備事務所では、平成24年にご緑橋の上流区間を「重点係留禁止区域」に指定し、パトロールの強化や「簡易代執行」による所有者不明の船舶や係留施設の撤去などの対策を行ってきました。

この度新しくマリーナが建設されることも踏まえ、堀川係留船舶所有者の皆様へ、上記の主旨を再認識していただくとともに、改めて自主的な船舶の移動と係留施設の撤去を要請するものです。

あわせて、参考に堀川の船舶保管場所に関する情報についても提供いたします。

なお、宛先については、日本小型船舶検査機構に確認したものであることを申し添えます。

【担当・問合せ先】

出雲県土整備事務所 管理第1課/第2課
電話：(0853) 30-5634/5632
担当：高宮/飯塚

【島根県出雲県土整備事務所からのお願い】 ～堀川における係留船舶及び係留施設の自主的な撤去について～

- 堀川には、多くの船舶や係留施設が河川区域内に存置されています。これは、治水や景観面で支障となるばかりでなく、河川法にも抵触します。

- 河川区域内に許可無く船舶を係留すること。
→ 河川法第24条違反
- 河川区域内に許可無く係留施設を設置すること。
→ 河川法第26条第1項違反

このため・・・

- 所有者の皆様には責任を持って、
- 堀川に係留された船舶を適切な保管場所で管理してください。
 - 堀川に設置された係留施設を撤去してください。



- 【情報提供】
堀川には3か所の保管場所があります。
- ① 中の島マリーナ（既存施設）
★ 空収容隻数 5隻 TEL:0853-53-3282
 - ② 堀川駐艇場（既存施設）
★ 空収容隻数 2隻 TEL:090-7134-9573
 - ③ 新駐艇場（令和5年1月オープン予定）
★ 収容隻数 210隻 TEL:0853-27-9990
- ※ 令和4年9月9日時点
※ 施設管理者からの聞き取りによる

【担当・問合せ先】 出雲県土整備事務所 維持管理部
管理第1課 TEL:0853-30-5631
管理第2課 TEL:0853-30-5634

2. 実施計画

2-1. 【規制強化】の取り組み

1) 船舶放置禁止区域の指定と重点係留禁止区域の見直しについて

(別添 附-8 参照)

不法係留船舶を移動する上で、船舶の適切な保管場所の確保が必要不可欠である。堀川沿線においては、これまで対象船舶に対して十分な数の保管施設が確保できていなかった。

このほど、新たに民間の駐艇場が建設されることから、更に強力に規制の強化を図っていく。

〈各区域変更及び指定の考え方〉

① 「船舶放置禁止区域」の指定及び「重点係留禁止区域」の拡大

区 間：不法係留船がある堀川全区間 L = 2 1 5 0 m

対象船舶：1 6 1 隻

目 標：ご縁橋から上流の12隻については、令和5年度に全ての船舶及び係留施設を撤去する。その後、状況を検証しながら残り149隻についての船舶及び係留施設を計画的に撤去する。

2) 不法係留に関する監督処分・罰則

○不法係留に関する監督処分・罰則

・監督処分（河川法第75条第1項）

所有者情報 (住所・氏名)	措 置	根拠法令
不 明	簡易代執行	河川法 第75条第3項
判 明	行政代執行	行政代執行法

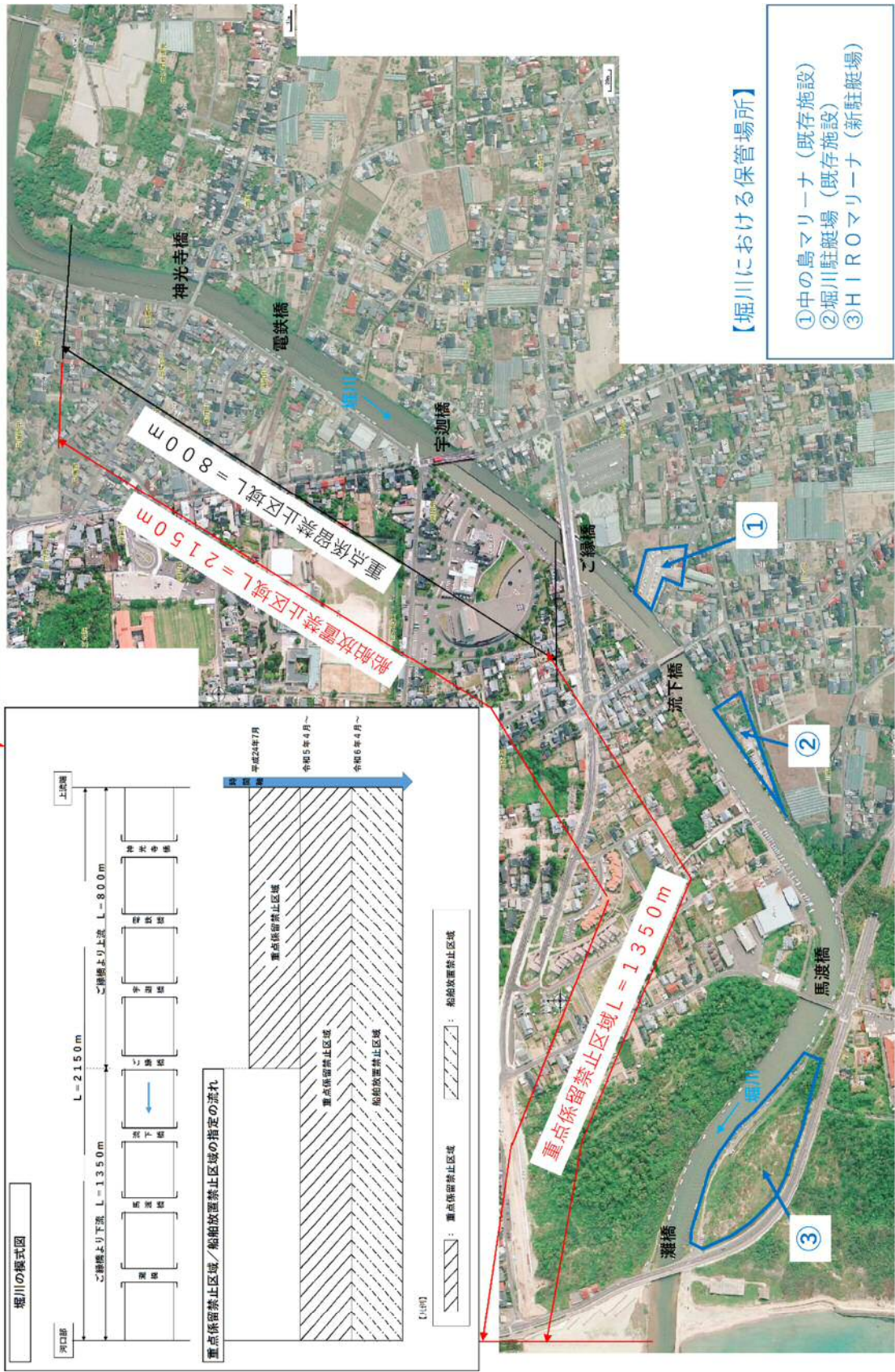
・罰則

根拠法令	内 容	罰則規定	
		条 文	内 容
河川法第 26条第1項	河川区域内での工作物の新築等	河川法 第102条	1年以下の懲役または 50万円以下の罰金
河川法 第29条第1項 河川法施行令 第16条の4	河川の流水等について 河川管理上支障を及ぼす おそれのある行為の禁止	河川法 第109条 河川法施行令 第59条	3ヶ月以下の懲役または 20万円以下の罰金

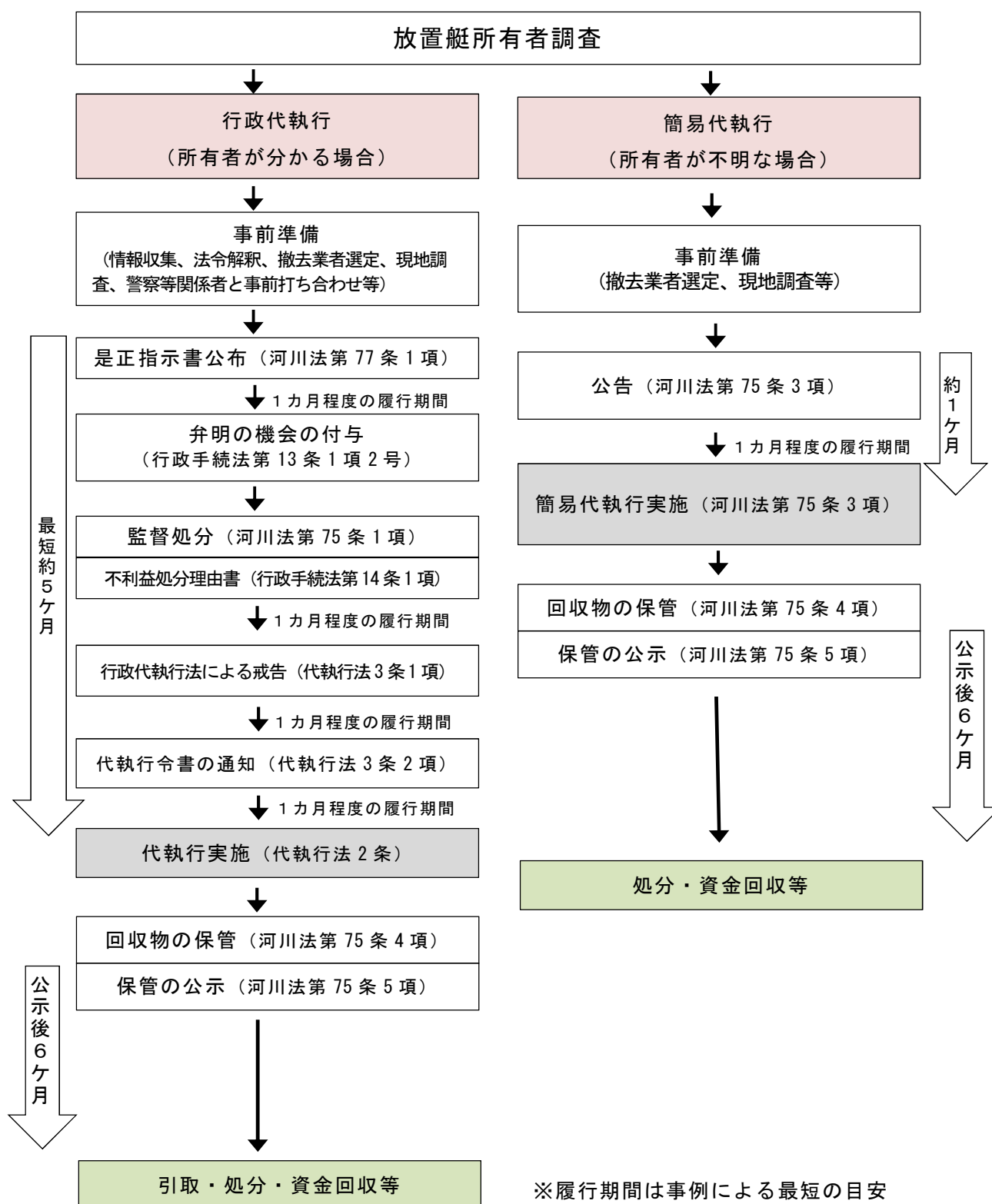
船舶放置禁止区域の指定と重点係留禁止区域の見直しについて（方針案）

●堀川における不法係留船に対する規制の強化として、次のとおり区域の変更を行います。

【現状】重点係留禁止区域（ご縁橋から上流） $L=800\text{ m}$ **↑** 【変更】重点係留禁止区域（放置艇のある堀川全区間） $L=2150\text{ m}$
 【新規】船舶放置禁止区域（放置艇のある堀川全区間） $L=2150\text{ m}$

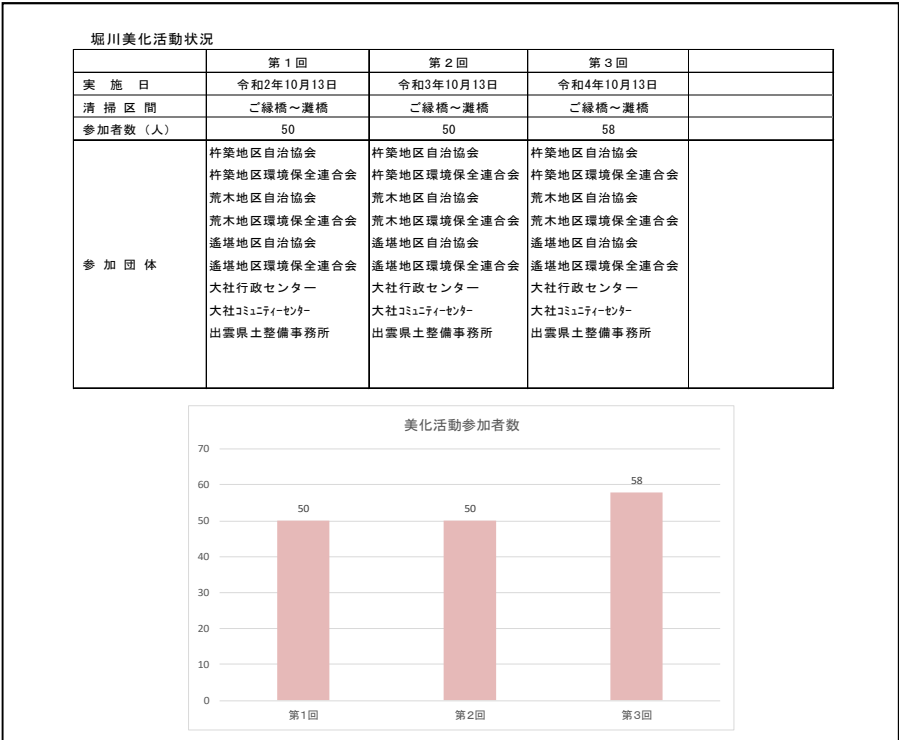


3) 代執行手続きの流れ



2-2.【啓発活動】の取り組み

1) 堀川美化活動状況



< 活動状況 >



2) 違反者に対する個別の警告

違反者に対しては、個別に以下のような警告文を船舶や係留施設へ掲示する等法違反であることの再認識や自主撤去の促進を図る。

「警告文」事例

警告

許可なく河川に船舶に係留したり、杭や足場など係留施設を設置したりすることは河川法により禁止されています。

河川管理者 島根県出雲県土整備事務所
出雲市大津町1139
TEL0853-30-5632

「周知看板」事例

河川区域内への 船舶係留禁止

河川管理者：島根県出雲県土整備事務所
管理第一グループ
電話：0853-30-5632